平成２４年（フ）第３３号
香川県丸亀市津森町671番地１　六郷第一アパート５号
債務者　武田　宏嘉
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月24日午後４時
高松地方裁判所丸亀支部

平成２４年（フ）第５７０号
横浜市中区松影町２丁目５番地１　扇荘新館Ａ棟410号室
債務者　岸田　　博
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３１１号
神奈川県大和市福田4033番地３
債務者　木内　文夫
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５４８号
横浜市神奈川区西神奈川１丁目14番地11　富士ホーム202号
債務者　野田　一隆
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５７３号
横浜市中区若葉町２丁目21番地　アイナレアビラ504号室
債務者　千葉　和子
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６２２号
岡山市北区広瀬町２番５号　ニューマリッチ広瀬303、旧住所岡山市北区辛川市場757番地46
債務者　井上　辰広
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月６日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７４号
川崎市高津区溝口２丁目14番25号　シティアビタ溝口Ⅰ―111
債務者　大里　一博
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月29日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第７号
大分県宇佐市大字上庄1849番地
債務者　野々村しのぶ
1　決定年月日時　平成24年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月28日午後３時30分
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２４年（フ）第３３５１号
東京都江戸川区東葛西５丁目２―12―301
債務者　松本新一こと　金　　新一
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３４７７号
東京都杉並区方南２丁目25―３―301
債務者　高橋　　智
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３５３２号
神奈川県綾瀬市上土棚中７丁目２―２―502
債務者　二階堂富士子
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３５５９号
神奈川県茅ヶ崎市中海岸２丁目５―５―411
債務者　星野真東子（旧姓渡辺）
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３５７７号
神奈川県相模原市中央区鹿沼台２―19―25―205、住民票上の住所神奈川県相模原市中央区富士見５丁目16―１―507
債務者　金澤　義博
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３５９２号
東京都青梅市二俣尾３丁目909―２　プラムガーデンⅡ―101
債務者　山下　広子（旧姓梅田）
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３６００号
東京都墨田区横川５丁目９―３―212
債務者　山本ゆみ子
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部